

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年4月9日(金)
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員24名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数18名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穰兒		
	6 近本静信		8 長野健二	
	10 渡邊昭彦	11 岡貞義	12 竹田清隆	
13 越智要		15 森京典	16 新居田守	
	18 吉井一浩	19 岡田勝利	20 藤本博	
21 野間義郎	22 松岡一誠	23 永井政則	24 近松安文	

欠席委員数6名

4 戸田修司	5 岡林興通	7 本宮勇	9 越智幹男
14 桑田誠	17 津吉利幸		

4. 議事に関する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	谷内義孝
主査	江頭好治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第1号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～18）

議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～11）

議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～2）

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～7）

議案第5号

農地転用事業計画変更について（受付番号1）

議案第6号

有害鳥獣対策に関する意見書

報告第1号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～6）

報告第2号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
（受付番号1～3）

報告第3号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
（受付番号1～3）

報告第4号

農地法第18条第6項の規定による通知について（受付番号1～6）

報告第5号

職員の任用について

6. 議事録

- 議長 ただ今から令和3年度第1回の総会を開催いたします。
それでは、議案の審議に入りたいと思います。
本日は、委員24名中18名の出席となっており、本会は成立しております。
議事録署名人に10番 渡邊 昭彦委員、24番 近松 安文委員を私から指名させていただきます。
- 議長 まず最初に、議案最終ページ、報告第5号「職員の任用について」をご覧ください。
市長から提示のあった4月1日付け農業委員会事務局異動者案について、提示案のとおり任用することといたしました。
主事 藤坂 貞仁（ふじさか ていしん）の任用を解き、防災危機管理課から 貴田 健聖（きた けんせい）を主事として任用するものです。
以上、ご報告いたします。
- 局長 挨拶をお願いします。
- 貴田 （挨拶）
- 議長 議案第1号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第1号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。
- [受付番号1] 申請地は高部にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は714㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号2] 申請地は高部にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,045㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号3] 申請地は朝倉上にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は301㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号4] 申請地は玉川町中村にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は357㎡でございます。地元委員さん4名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号5] 申請地は玉川町中村にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は358㎡でございます。地元委員さん4名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈している

など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- [受付番号 6] 申請地は玉川町中村にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5 7 5 m²でございます。地元委員さん 4 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 7] 申請地は波方町小部にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1, 1 3 0 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 8] 申請地は大西町紺原にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1, 0 9 0 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は菊間町種にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5, 2 0 5 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は菊間町佐方にある農地 4 筆で、登記地目は畑、山林、面積は合計 7, 8 4 5 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は吉海町名にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 9 6 6 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は吉海町名にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2, 5 1 4 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 13] 申請地は吉海町南浦にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2, 3 0 4 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 14] 申請地は吉海町椋名にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 2 9 7 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 15] 申請地は吉海町本庄にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1, 3 5 2 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 16] 申請地は宮窪町友浦にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2, 4 2 1 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 17] 申請地は伯方町木浦にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3, 1 0 0 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 18] 申請地は関前岡村にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 8 3 0 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

合計 1 8 件、4 8 筆、面積 3 6, 4 0 4 m²となっております。地元委員さん 1 ~ 4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全 員 (意見、質問なし)
議 長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、原案どおり判断いたします。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 194 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 865 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 13 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 4 筆で、地目は田または畑、面積は合計 1,673 m²で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は農地所有適格法人、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 412 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

- [受付番号 6] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,576㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 7] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は452㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 8、9] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。譲受人は農地所有適格法人、申請地は2筆で、地目は田、面積は合計3,137㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 10] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は866㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 11] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は677㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
- ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
- ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
- ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
- ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
- ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
- ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われま。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

- 議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
- 議長 許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 それでは、そのようにいたします。

- 議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農地転用事業計画変更について
事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

議案第3号は農地法第4条の規定による許可申請、第4号は農地法第5条の規定による許可申請、議案第5号は農地転用事業計画変更についてでございます。

[議案第3号
受付番号1] 申請人は農業者1名、申請地は桜井地区国分4丁目の4筆で、地目は畑、面積は合計244㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
事業計画につきましては、申請人は、増加した農機具や資材を保管する農業用倉庫等を増築するため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。
申請年月日が令和3年3月11日、農業委員会の受付日は令和3年3月15日で、許可日から令和3年7月31日までに事業を完了する予定となっております。
なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号2] 申請人は農業兼会社員1名、申請地は富田地区上徳の1筆で、地目は田、面積は70㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
事業計画につきましては、申請人は、自宅敷地内に農業用倉庫等を増築したことにより不足している駐車場や農作業用スペースを確保するため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年3月15日で、許可日から令和3年8月1日までに事業を完了する予定となっております。
なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[議案第4号
受付番号1] 譲受人は会社役員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は近見地区大浜町3丁目の1筆で、地目は田、面積は1,284㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
事業計画につきましては、譲受人は、自らが役員を務める会社の従業員用の駐車場が不足しているため、会社に近接する利便性の良い申請地を譲り受け、貸露天駐車場として整備し、会社に貸し付けるものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年3月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2] 譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は富田地区東村5丁目の1筆で、地目は田、面積は496㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま
事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、実家や病院が近く生活環境が良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年3月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

す。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 3]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は波方地区樋口の 1 筆で、地目は畑、面積は 399 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、建設業を営む知人から波方地区に資材置場を設置したいとの要望を受け、自宅敷地に隣接する申請地を貸露天資材置場として整備し、建設業者に貸し付けるものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 3 月 15 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 4]

譲受人は薬局を営業者 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は吉海地区八幡の 1 筆で、地目は畑、面積は 500 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、今治市吉海支所から 300m 以内の農地であるとの理由から、第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、国道に面した場所で薬局を営業者しておりますが、近年しまなみ海道を利用するサイクリストが急増し、店舗前の来客者用駐車場の出入りが危険な状況となっていることから、店舗に隣接する申請地を譲り受け、店舗敷地を拡張し露天駐車場を新たに整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 3 月 15 日で、許可日から令和 3 年 9 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 5]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は吉海地区仁江の 1 筆で、地目は田、面積は 1,759 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地に地上権を設定し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 3 月 15 日で、許可日から令和 3 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 6]

譲受人は飲食業を営業者 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は伯方地区伊方の 1 筆で、地目は畑、面積は 125 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、店舗併用住宅で暮らしていますが、1 階が店舗で 2 階が住居部分になっているため、足が不自由な譲受人には負担が大きいことから、現在の住居は子どもに譲り、譲受人は伯方町内の申請地を譲り受け、自己用住宅を新たに建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 3 月 15 日で、許可日から令和 3 年 5 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。なお、本件は違反案件であります。第 5 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号7] 譲受人はパート1名、譲渡人は農業者1名、申請地は大三島地区野々江の1筆で、地目は畑、面積は222㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が農家住宅敷地拡張であり、また代替性についても、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であることから、第1種農地の例外許可事由である既存施設の拡張に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われ
ます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在、県外に居住していますが、高齢である両親から農業を引き継ぐため帰郷し、実家の住宅敷地に隣接する申請地を父親から譲り受け農家住宅敷地を拡張し、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年3月15日で、許可日から令和3年8月20日までに事業を完了する予定となっております。

[議案第5号
受付番号1] 承継者は会社員1名、当初計画者は無職の者1名、申請地は伯方地区有津でございます。
この申請地は、既に平成10年12月16日付愛媛県指令農政(地5)第1683号で転用許可を受けているものでございます。
事業計画につきましては、当初計画者が転用許可取得後、義母の介護等、家庭の都合により転用目的である住宅建築が困難になり、土地造成のみで住宅を建築しないまま現在に至っております。今回、郷里である伯方町内で新たな生活拠点を求めていた承継者が申請地を譲り受け、自己用住宅を建築するために事業計画を変更しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日はともに令和3年3月15日で、承認日から令和4年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われ
ます。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議
全
議
全
議

長
員
長
員
長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第4号 受付番号7については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 議案第6号 有害鳥獣対策に関する意見書について
議長 事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
有害鳥獣対策に関する意見書でございます。
有害鳥獣による農作物等の被害は、農業者の営農意欲の低下とともに、遊休農地や荒廃地の増加をもたらし、担い手農家への農地の集約など農地等の利用の最適化の推進に大きな障害となっております。この状況を改善するための施策を、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、今治市長に提言しようとするものです。
内容につきましては、既に各地区小委員会及び役員会においてご協議いただいたものであります。

議長 説明が終わりましたがご意見ありませんか。
議長 (質問、意見なし)
議長 原案どおり提言することに、ご異議ございませんでしょうか。
議長 (異議なし)
議長 それでは、原案どおり提言することにいたします。

議長 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
報告第1号は農地法第3条の3届出、報告第2号は農地法第4条届出、報告第3号は農地法第5条届出でございます。
報告第1号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は7件の届出がありました。第2号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は3件の届出があり、面積は1,999㎡でありました。第3号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は3件の届出があり、合計面積は2,417㎡でありました。第2号及び第3号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。第1号から第3号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第4号
受付番号1]

令和3年3月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
議長 (意見なし)
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。
議 長 せつかくの機会でございますが何かございませんか。

(意見なし)

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。

【閉会后】

次回の総会ですが、農地利用最適化推進委員も参加する年次総会を令和3年5月10日月曜日 午後2時00分から 今治市民会館2階大会議室 で開催したいと思いますが、いかがでしょうか。なお、コロナの関係で農地利用最適化推進委員は、昨年と同様に書面決議に変更するかもしれません。何かご意見ございませんか。

(意見なし)

そうしましたら、次回の総会は、そのようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。
お疲れ様でした。